

第47回がん検診のあり方に関する検討会	資料4－2
令和8年7月16日（木）	

がん検診情報の一体的な把握について

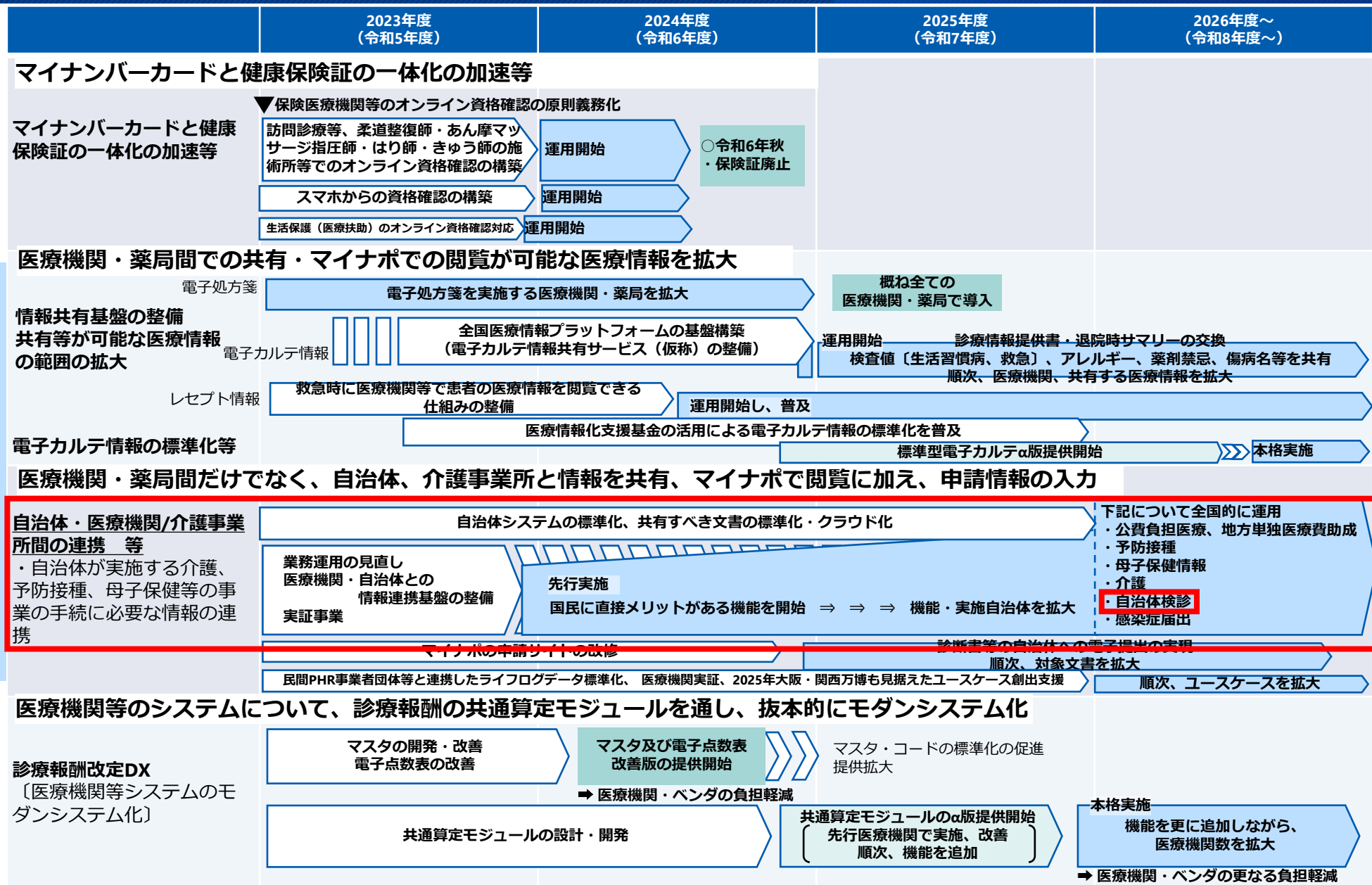
厚生労働省 健康・生活衛生局

がん・疾病対策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

令和6年11月5日

医療DXの推進に関する工程表〔全体像〕



- 自治体検診は、現状、紙を中心とした運用となっており、住民の手間や事務的なコストが発生している。PMHの仕組みを活用し、自治体検診事務のデジタル化を図ることとしてはどうか。
- また、PMHを活用した自治体検診事務のデジタル化を図る中で、自治体検診情報について、データベースを構築してはどうか。また、他の公的DB等とも連結することを可能とし、自治体検診情報の政策研究等へ活用することとしてはどうか。

1 自治体検診事務のデジタル化

現状

将来

住民

- ・ **紙の問診票記入**に際して、毎回、住所や氏名などを記載する手間。
- ・ 受診時に、毎回、**紙の受診券**を医療機関に提出する手間。

- ・ 問診票をスマートフォンで入力可能になり、住所や氏名などの情報は自動で入力。
- ・ マイナンバーカード1枚で検診を受診可能となる。

自治体

- ・ 紙媒体による、対象者への受診券や実施通知の送付、医療機関への検診票の送付等の必要。
- ・ 封入作業（人件費）、通信運搬費（**郵送費**）、健康管理システムへの**情報入力**、費用支払に対する**事務コストが発生**。

- ・ 受診券、実施通知の**ペーパーレス化**により、**封入作業や郵送費が不要に**。健康管理システムへの**入力作業が不要に**。
- ・ 費用支払に対する**事務コストの軽減**（例えば集合契約など事務負担の軽減等に資する他の方策も検討）

医療機関

- ・ 検診結果を手書きにより記入し報告、郵送での費用請求

- ・ 検診結果の報告、費用請求のペーパーレス化

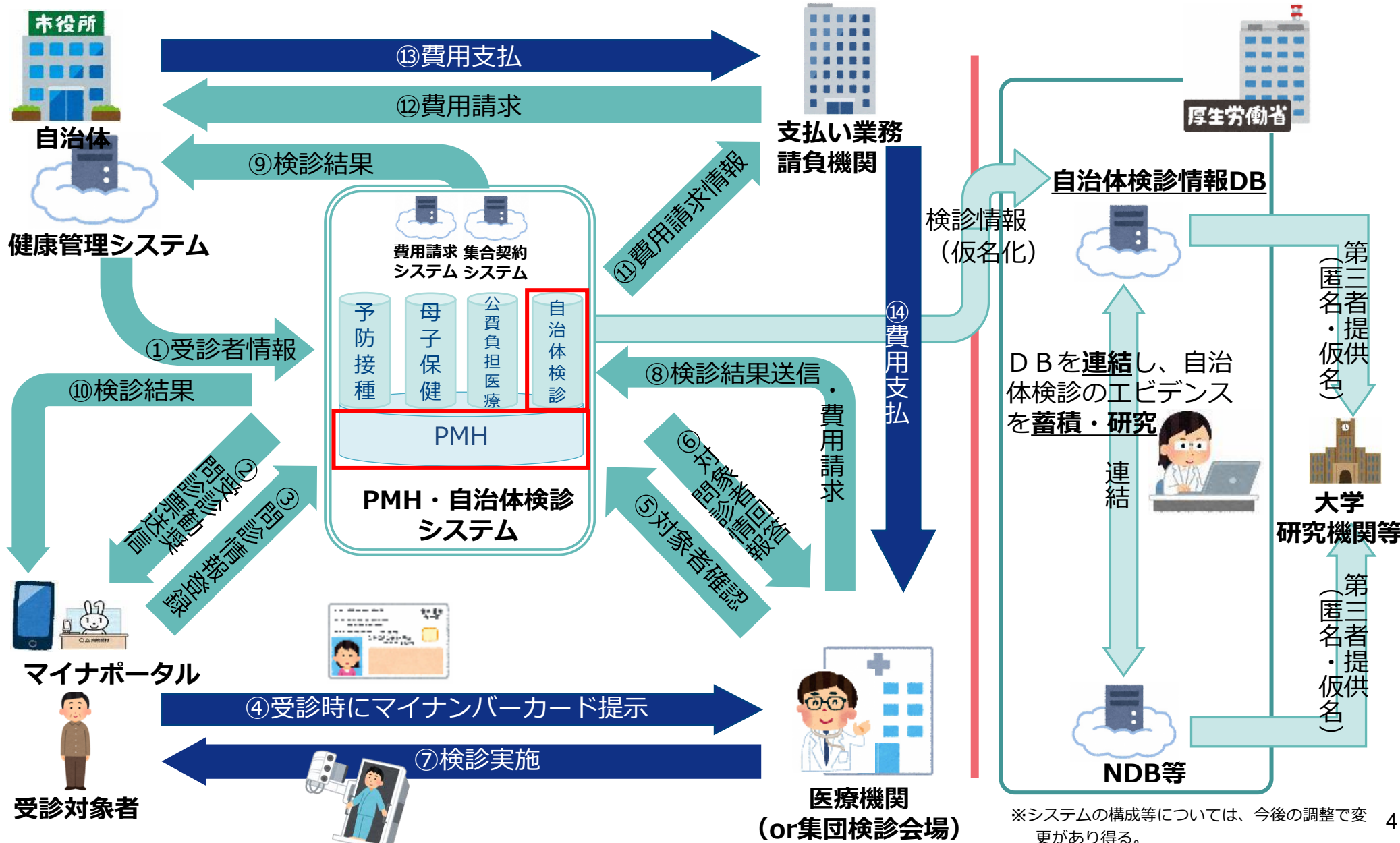
※ PMH導入による効果等を勘案し、費用負担の在り方を検討することが必要。

2 自治体検診情報の二次利用

- 他の公的DB等とも連結することを可能とし、例えば以下のような自治体検診情報の政策研究等への利活用が考えられる。
 - （例） ・ がん検診受診の有無とがん罹患情報の連結解析による精度管理
 - ・ 歯周病検診受診の有無と、生活習慣病（罹患状況や医療費） ・ 介護（要介護度）等との関係性の分析
 - ・ 骨粗鬆症検診受診の有無と、医療（骨折の治療歴） ・ 介護（要介護度）との関係性の分析

令和6年11月5日

自治体検診のデジタル化【将来像（イメージ）】



令和7年度自治体検診DX先行実証

○令和7年度の自治体検診DXの先行実証においては、市町村・医療機関間の情報連携基盤を活用し、市町村が実施するがん検診等の事務に関して、検診情報のデータ連携方策等の実証を行った。

○先行実証では、マイナポ上での問診票への入力・検査結果の確認、検診機関からPMHへの情報連携等を行った。



マイナポータル



受診対象者

マイナポータル

メニュー

令和7年度 肺がん検診

5/10

肺に関する症状の入力

肺に関する症状（咳、痰、血痰、息切れなど）はありますか
必須

☒ はい

☐ いいえ

☐ わからない

どのような症状ですか

☐ 咳

☐ 痰

☐ 血痰

☐ 胸痛

☐ 息切れ

上記の項目以外の症状

[ホーム](#) > [検診](#) > 令和7年度 肺がん検診の問診票記入

戻る

次へ

ダウンロード

マイナポータル

メニュー

令和7年度 肺がん検診

実施年度 2025年度

実施日 2025年05月01日

医療機関名 XXX病院

会場名 XXX会場

判定

要精密検査（肺がん疑い）

[要精密検査と判定された方へ](#)

詳細項目

読影所見

胸部エックス線写真の一次読影

所見なし

胸部エックス線写真の二次読影

所見なし

胸部エックス線検査

胸部エックス線検査判定

E（肺癌の疑い）

（イメージ）

要精密検査と判定された方へ

自覚症状のない肺がんもあります。現在特に症状がなくても、できるだけ早く精密検査を受けてください。精密検査を受けないと、がん検診の効果はなくなってしまいます。

受診できる医療機関は市区町村のHPを参考にするか、又は受診された検診機関に確認ください。また、検査の際の手続きなど、詳しくは医療機関にお尋ねください。

[閉じる](#)

がん検診情報の一体的な把握について

現状・課題

- がん検診には、①住民検診（市町村が健康増進法に基づく健康増進事業として行うがん検診）、②職域検診（保険者や事業主により福利厚生の一環として任意で実施されるがん検診）、③その他のがん検診（人間ドックなど個人が任意で受けるがん検診）がある。
- がん検診受診者のうち、住民検診を受診したのは約2～4割であり、残りは職域検診や人間ドックにおけるがん検診等を受診している。そのため、市町村は、住民のがん検診の受診状況を十分に把握できていない。
- 第4期がん対策推進基本計画では、がん検診について、「国は、受診率向上に向けて、がん検診受診率をより正確かつ精緻に、また、個人単位で把握することができるよう検討する」「国は、実施主体によらずがん検診を一体的に進めることができるよう、職域におけるがん検診について、実施状況の継続的な把握及び適切な実施に向けた課題の整理を行い、必要に応じて、その法的な位置付けも含め、がん検診全体の制度設計について検討する」とされている。
- 健康増進事業については、「より適切な指導のため、日常診療、人間ドック、献血等の健康増進事業以外の機会に実施された検査等の結果についても活用することが望ましい。」とされており、市町村は、住民検診の実施に当たり、職域におけるがん検診やその他のがん検診の結果についても、活用することが望ましい。
- 一部の市町村では、電子申請フォーム等を活用して、効率的・効果的に職域検診の受診状況等を把握している。
- 住民検診について、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化を目的として、自治体システム標準化が進められており、がん検診情報の管理や受診勧奨等の効率的な実施が可能となる。
- 医療DXの一環として、PMHの仕組みを活用した自治体検診事務のデジタル化（自治体検診DX）が検討されている。

対応方針

- 受診率向上及び適切な精度管理の実施の観点から、職域検診を含めた住民のがん検診の受診状況等を集約化し、**市町村が一体的に管理することを目指す**こととする。
- 具体的な集約方法**としては、市町村が受診者に対して受診勧奨を行うに当たり、**まず受診者本人からがん検診の受診状況等を市町村に報告する**こととする。
- 報告に当たっては、**自治体検診DXを見据えつつ、電子的な方法の活用を検討する**こととする。

「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」の一部改正

以下のとおり指針を令和 7 年 7 月 1 日付で一部改正した（令和 8 年 4 月 1 日施行）。

第1・第2 （略）

第3 がん検診

1 総則

(1) (略)

(2) 実施体制

がん検診の実施体制は、次のとおりとする。

① (略)

② 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、当該市町村の区域内に居住地を有する者の職域等がん検診(市町村が健康増進事業として実施するがん検診以外のがん検診であって、2から7までに規定する検診項目(3に規定するHPV検査単独法を除く。)によるものをいう。以下同じ。)の受診状況(以下「職域等がん検診情報」という。)を把握し、職域等がん検診情報も踏まえた適切な受診勧奨及び精密検査勧奨に努めること。なお、把握する職域等がん検診情報の具体的な項目は様式例1から5までを参照することとし、把握に当たっては電子的な方法を用いる等、市町村の実態に応じて、効率的な実施に努めること。

③～⑦ (略)

(3) (略)

(4) 実施回数等

①・② (略)

③ (中略) 各検診の受診率は、職域等がん検診の受診者を含む受診者数又は含まない受診者数のそれぞれについて、以下の算定式により算定する。

<1年に1回の場合>

受診率＝(当該年度の受診者数)／(当該年度の対象者数)×100

<2年に1回の場合>

受診率＝((前年度の受診者数)＋(当該年度の受診者数)－(前年度及び当該年度における2年連続受診者数))／(当該年度の対象者数×2)×100

*対象者数は、年1回行うがん検診の場合と同様の考え方で算定する。

<5年に1回の場合(HPV検査単独法による子宮頸がん検診)>

受診率＝(当該年度及び過去4か年度の間にHPV検査単独法による子宮頸がん検診を1度以上受診した者の数×2)／(当該年度の対象者数×5)×100

*追跡検査のみの受診者は除く。

**対象者数は、年1回行うがん検診の場合と同様の考え方で算定する。

④ (略)

(5)・(6) (略)

2～8 (略)

令和8年度自治体検診DX先行実証における一体的把握の進め方（イメージ）

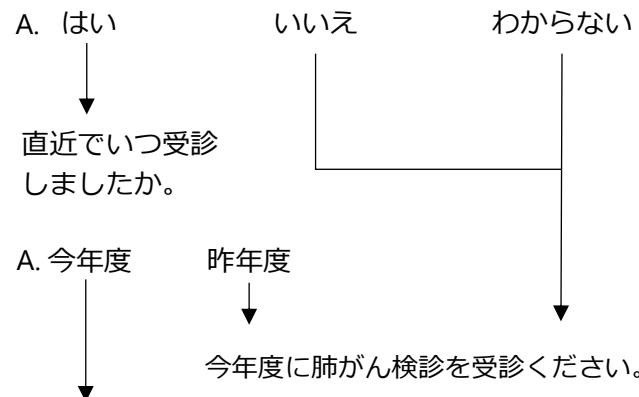
○令和8年度の自治体検診DXの先行実証において、適切なタイミング・対象者に対する受診勧奨により不要な受診を防ぎ、効率的に受診勧奨を行うことを目的として、受診対象者から、電子的な方法で、職域等がん検診の受診有無を収集するための事前アンケートを実装する予定としている。

No.	業務概要
1	検診対象者の登録 -市区町村は、健康管理システム等を利用し住民情報及び自治体検診に係る必要な情報を登録する。
2	受診勧奨 -市区町村は、自治体検診の受診対象者へ受診勧奨を行う。 <u>（※）市区町村は、職域等がん検診に関する情報を把握するために、がん検診の受診対象者に対して、受診勧奨時に職域等がん検診の受診に関する事前アンケートを送付する。</u>
3	問診表の記入・提出 -自治体検診の受診を申し込んだ者は、デジタル問診票への回答又は紙の問診票へ記入する。
4	問診・検診 -検診施設において紙の問診情報、検診結果等を閲覧し、検診受診者との同意の上、検診を実装する。 -各検診施設より電子カルテ等の検診施設内システムを利用し問診情報及び検診結果情報を登録する。

●事前アンケート（イメージ）

肺がん検診（例）：

Q. 今年度もしくは昨年度に、がん検診として、胸部エックス線検査を受診しましたか。



あなたは既に国が定めている肺がん検診を適切な間隔で受診しています。

適切な対象者に対する受診勧奨